

公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、税務大学校熊本研修所の食堂の営業等を希望する者を次のとおり公募する。

令和5年11月17日

熊本市東区東本町16番1号
分任契約担当官
税務大学校熊本研修所幹事 梅古川 孝之

1 公募する事項

税務大学校熊本研修所における食堂の経営及び自動販売機（飲料水）の設置
なお、食堂・厨房施設（各種設備を含む）及び自動販売機の設置について使用料を徴する。

2 使用又は収益の許可期間

令和6年4月1日（月）から令和11年3月31日（土）までとする。ただし、契約内容は毎年度更新するものとする。

3 公募に参加できる者

公募に参加できる者は、以下の条件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者でないこと。
- (2) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（契約担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、かつ、希望する営業について適正な契約の履行が確保される者であること。
- (4) 申告所得税及び復興特別所得税又は法人税、源泉所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の滞納税額がないこと。
- (5) 申請時から過去5年以内に、保健所等から衛生管理面等の指摘を受けていないこと。
また、当該指摘を受けた場合には、適正な改善処置が図られていること。
- (6) 「財務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に規定する暴力団（排除対象者）等でないこと。
- (7) 事業の一部もしくは全部を第三者に委託することなく遂行できること。
ただし、あらかじめ書面により届出を行い、協議の上、当校が承認した場合はこの限りではない。
- (8) 5の説明会に参加した者であること。

4 公募説明書の交付

- (1) 期 間 令和5年11月17日（金）から令和5年11月29日（月）まで 9時から17時まで
ただし、行政機関の休日に関する法律に定める日を除く。
- (2) 場 所 熊本市東区東本町16番1号 税務大学校熊本研修所 総務係
- (3) そ の 他 期間内に公募説明書の交付を受けなかった者の応募は、一切認めない。

5 説明会

- (1) 日 時 令和5年11月30日（木）10時から11時まで
- (2) 場 所 熊本市東区東本町16番1号 税務大学校熊本研修所 学寮教室
- (3) そ の 他 説明会終了後、応募する場合は企画提案書及び関係書類を提出する。

6 企画提案書及び関係書類の提出期限及び提出場所

- (1) 期 限 令和5年12月12日（火）17時 持参又は郵送（必着）
- (2) 場 所 熊本市東区東本町16番1号 税務大学校熊本研修所 総務係

7 選考等

- (1) 税務大学校熊本研修所食堂経営業者選考委員会において選考する。
- (2) 選考は、書類審査により行うが、複数の応募者がある場合には試食審査を実施する。試食審査の日時等は、別途連絡する。
- (3) 書類審査において、企画提案書及び関係書類に虚偽の内容の記載及び不備がある場合、当該応募は無効とする。
- (4) 選考結果については、令和5年12月21日（木）までに連絡する。